

## 監査報告書

令和5年5月15日

学校法人 新島学園  
理事長 湯浅康毅 様  
評議員会議長様

学校法人 新島学園

監事 小瀬 秀文(小瀬秀文)  
監事 松村文生(松村文生)

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人新島学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

私たちは監査に当り、理事会、評議員会、常任理事会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、計算書類についても検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上